

認知症や介護についての相談・問合せ先

とこなめ北部高齢者相談支援センター

担当地区：青海・鬼崎中学校区
住 所：常滑市神明町 3-35（とこなめ市民交流センター内）
電 話：0569-43-0662 FAX：0569-43-0839
E-mail：toko-nchoukatsu@tac-net.ne.jp

とこなめ中部高齢者相談支援センター

担当地区：常滑中学校区
住 所：常滑市りんくう町 2-20-3 イオンモール常滑 1 階
電 話：0569-84-0270 FAX：0569-84-0271
E-mail：toko-c-houkatsu@f-siroyama.jp

とこなめ南部高齢者相談支援センター

担当地区：南陵中学校区
住 所：常滑市刈屋町 1-58
電 話：0569-34-7128 FAX：0569-34-7070
E-mail：toko-s-houkatsu@chita-gakuen.or.jp

常滑市 福祉部 高齢介護課

住 所：常滑市飛香台 3-3-5
電 話：0569-47-6133 FAX：0569-34-7745
E-mail：kaigo@city.tokoname.lg.jp

愛知県認知症電話相談 (認知症の人と家族の会 愛知県支部)

電 話：0562-31-1911
受付時間：平日 10:00～16:00
月曜日から金曜日まで（年末年始、祝日を除く）

若年性認知症の電話相談 (全国若年性認知症コールセンター)

電話：0800-100-2707（フリーダイヤル）
受付時間：10:00～15:00
月曜日から土曜日まで（年末年始、祝日を除く）

認知症サポーターになりませんか？

認知症サポーターは、認知症になっても安心して過ごせるために、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者です。認知症サポーター養成講座を受講すると、認知症サポーターの証として、「認知症サポーターカード」をお渡しします。



2023年12月改訂

認知症の人と家族を 地域で見守り 支えます

認知症ガイドブック



常 滑 市



認知症とはどんな病気なのか

認知症は脳の病気です

年を取れば誰でももの忘れなどをすることがありますが、認知症は老化ではなく、脳の病気です。記憶や思考などの能力が少しずつ低下して、日々の生活に支障が出るようになります。原因となる脳の病気や障がいが出る脳の部位などによってさまざまな種類や症状があります。



普通のもの忘れと認知症の違い

加齢による普通のもの忘れと認知症によるもの忘れは違います。たとえば、朝ごはんは何を食べたか思い出せないといった体験の一部を忘れるのは普通のもの忘れですが、朝ごはんを食べたこと自体を忘れてしまう場合は認知症が疑われます。

普通のもの忘れ

記憶の帯

体験の一部を忘れる

- 体験や出来事の一部を忘れる。
- ヒントがあれば、忘れた部分を思い出せることができる。
- もの忘れをしている自覚がある。
- 人や場所までわからなくなることはない。

日常生活に大きな支障は出ない

認知症によるもの忘れ

記憶の帯

体験全体が抜け落ちる

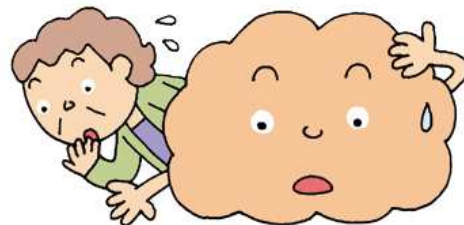
- 体験や出来事のすべてを忘れてしまう。
- ヒントがあっても思い出せない。
- もの忘れをしている自覚がない。
- もの忘れがひんぱんに起こる。
- 人や場所までわからなくなることがある。

日常生活に支障が出る

認知症にはどのようなタイプがある？

認知症の代表的な疾患には、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがあります。

認知症のような症状が出現する疾患のなかで、治療により治る可能性がある病気としては、甲状腺機能低下症、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、ビタミン欠乏などがあります。



認知症

- アルツハイマー型認知症
- 血管性認知症
- レビー小体型認知症
- 前頭側頭型認知症
- その他

治りうる認知症

- 甲状腺機能低下症
- 慢性硬膜下血腫
- 正常圧水頭症
- ビタミン欠乏
- その他

早期発見・早期治療による3つのメリット

メリット1

治療で改善が期待できる

認知症の原因になる病気はさまざまですが、早期に発見して早期に適切な治療をはじめることで、年齢相応まで改善が期待できるものがあります。

メリット2

今の状態を維持できる

症状が悪化する前に適切な治療やサポートをすることで今の状態を維持し、進行のスピードを遅らせることができる場合があります。

メリット3

事前に準備ができる

本人や家族が話し合って治療方針を決めたり、利用できるサービスを調べたりして「認知症に向き合う準備」を整えることができます。

MCI（軽度認知障害とは？）

軽度認知障害（MCI[※]）とは、正常な状態と認知症の間の段階といえます。認知症の前段階として、認知症と同じような症状が見られることもありますが、日常生活に大きな支障はありません。軽度認知障害の段階で気づいて、生活改善などを行えば、アルツハイマー型の認知症への移行を予防することなども期待できます。

※ MCI: Mild Cognitive Impairment



認知症の症状と進行に応

じたサービス・支援

本人の様子 (症状や行動)		認知症の疑い	認知症はあるが 日常生活は自立	誰かの見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活に 手助け・介護が必要	常に介助が必要
		●もの忘れはあるが、日常生活は自立	●同じものを買ってくる ●料理や片づけ、計算などのミスが目立つ ●重要な約束や予定を忘れる ●火の消し忘れ ●意欲が低下する	●季節に合った服が着られない ●使い慣れた道具の使い方がわからない ●着替えや入浴を嫌がる ●薬の管理ができない ●たびたび道に迷う ●攻撃的な態度	●着替えや食事がうまくできなくなる ●トイレの失敗が多くなる ●家族の顔や名前がわからなくなる ●話さなくなる ●意思の疎通ができない	●運動機能が低下し、歩いたり、食べたりするのが困難になる ●ほぼ寝たきり
支援の内容	主な相談先 並びに医療 P6~7 参照	1 高齢者相談支援センター 2 市役所高齢介護課 3 かかりつけ医 9 認知症初期集中支援チーム 10 認知症疾患医療センター、その他もの忘れ外来など 11 愛知県若年性認知症総合支援センター				
	仕事 役割支援 P8 参照	1 老人クラブ 2 地域ボランティア 3 シルバー人材センター				
	社会参加 P8 参照	1 認知症カフェ 2 チームオレンジとことこ 3 高齢者サロン 4 地域ボランティア活動 5 その他の介護予防教室				
	身体のケア 生活支援 P8~9 参照	1 配食サービス(有償) 2 介護タクシー(有償) 3 在宅福祉サービス(有償) 4 福祉有償運送(有償) 5 シルバー人材センター(有償) 6 日常生活自立支援事業(有償) 7 成年後見制度(有償)				
	介護 P9~10 参照	1 通所介護(デイサービス) 2 通所リハビリテーション(デイケア) 3 小規模多機能型居宅介護 4 訪問介護 5 訪問看護 6 訪問リハビリテーション 7 訪問入浴 8 福祉用具 9 ショートステイ				
	住まい P10 参照	1 サービス付高齢者住宅 2 有料老人ホーム 3 養護老人ホーム 4 ケアハウス 5 介護老人保健施設 6 グループホーム 7 特別養護老人ホーム 8 地域密着型介護老人福祉施設				
	家族支援 P11 参照	1 高齢者相談支援センター 2 認知症カフェ 3 チームオレンジとことこ 4 認知症介護家族交流会 5 在宅介護応援券				
	見守り支援 P11 参照	1 緊急通報サービス(有償) 2 地域見守りネットワーク 3 ひとり歩き高齢者家族支援サービス 4 高齢者みまもりステッカー				

※番号は各内容の見出しの番号です



主な相談先と支援内容

① 高齢者相談支援センター

高齢者の総合相談窓口です。お住まいの地域によって、それぞれの担当地区の高齢者相談支援センターが対応します。

青海・鬼崎中学校区の方	常滑中学校区の方	南陵中学校区の方
とこなめ北部 高齢者相談支援センター 常滑市神明町 3 丁目 35 番地 (とこなめ市民交流センター内) ☎ 0569-43-0662	とこなめ中部 高齢者相談支援センター 常滑市りんくう町 2 丁目 20 番 3 イオンモール常滑 1 階 ☎ 0569-84-0270	とこなめ南部 高齢者相談支援センター 常滑市刈屋町 1 丁目 58 番地 ☎ 0569-34-7128

※ 24 時間電話対応いたします。

② 市役所高齢介護課

☎ 0569-47-6133

介護保険等については、高齢介護課が対応します。

③ かかりつけ医

認知症なのか心配になったら、まずは「かかりつけ医」に相談しましょう。必要に応じて専門の医療機関を紹介します。

④ かかりつけ歯科医

口腔機能を低下させないために、定期的なお口の中の健診も大切です。かかりつけ歯科医を持ち歯やお口のなかの健康については、「かかりつけ歯科医」に相談しましょう。

⑤ かかりつけ薬剤師

かかりつけ薬剤師を持ち、薬の飲み方や管理の仕方について、「かかりつけ薬剤師」に相談しましょう。

⑥ ケアマネジャー

担当のケアマネジャーがいる方は、「ケアマネジャー」に相談しましょう。

⑦ 訪問看護

看護師が医師の指示に基づいて、疾患を抱えている人の自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

⑧ 認知症地域支援推進員 (各高齢者相談支援センターに配置)

認知症地域支援推進員は、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の方やその家族等をサポートする人です。

⑨ 認知症初期集中支援チーム (とこなめ北部高齢者相談支援センターに設置)

認知症初期集中支援チームは、認知症の人や認知症の疑いのある人、その家族のもとに訪問して、認知症についての困りごとや心配ごとなどの相談に対応する、認知症の専門家たちによって構成されたチームです。対象となる人は 40 歳以上の自宅で生活している認知症の人やその疑いのある方で、①認知症の診断を受けていない人、②継続的な医療サービスを利用していない人、③適切な介護サービスの利用に結びついていない人、④医療サービスや介護サービスを利用していても症状が悪化し対応に悩んでいる人等です。

⑩ 認知症疾患医療センター、その他もの忘れ外来など

認知症疾患医療センターとは、認知症患者やその家族が安心して地域で生活するための支援の 1 つとして、都道府県および政令指定都市が指定する認知症専門の医療機関です。認知症に対する詳細な診断や適切な治療方針の決定、精神症状などへの対応を行います。令和 5 年 8 月現在、愛知県内には 15 ヶ所指定されています。

⑪ 愛知県若年性認知症総合支援センター

65 歳未満で発症した場合、「若年性認知症」とされます。愛知県若年性認知症総合支援センターは、若年性認知症の本人やその家族だけでなく、勤務先の企業や地域包括支援センター、市町村からの相談に応じ、医療・福祉・就労等の総合的な支援を行います。



仕事・役割支援

地域の社会活動に参加することで認知症の予防につながります。

① 老人クラブ

問合せ先 ▶ 社会福祉協議会 ☎ 0569-43-0660

地域の高齢者によって組織され、社会奉仕活動・教育講座・健康づくり事業など、生きがいづくり活動を行っています。

② 地域ボランティア

住んでいる地域での支え合い活動を行っています。

③ シルバー人材センター

問合せ先 ▶ ☎ 0569-89-7722

定年退職者等の高齢者を会員とします。会員は、庭仕事・ふすまや網戸の張り替えなどを行います。

社会参加

問合せ先 ▶ 市役所高齢介護課 ☎ 0569-47-6133

① 認知症カフェ

認知症の方、認知症のご家族が参加でき、楽しく集う場です。専門職も参加していますので、認知症に関する相談も受け付けます。

② チームオレンジとことこ

社会活動参加へのお手伝いや、本人の希望にそった活動の支援をします。

③ 高齢者サロン

各地区の公民館や集会所を利用して、参加者同士が楽しくふれあう仲間づくりの場です。

④ 地域ボランティア活動

地域には様々なボランティア活動があります。社会参加、ボランティア活動は認知症予防に良いと言われています。

⑤ その他の介護予防教室

地域には様々な介護予防教室があります。介護予防教室では軽い運動や認知症予防につながる様々なレクリエーションを行っています。

身体のケア・生活支援

① 配食サービス(有償)

自宅に配食すると共に、利用者の安否を確認します。

※利用対象者条件あり。詳細は市役所高齢介護課へお問い合わせください(民間もあります)。

② 介護タクシー(有償)

1人で車に乗ることが困難な方や、介護が必要な高齢者が外出する際、公共交通機関では不安な方が利用できます。

③ 在宅福祉サービス(有償)

問合せ先 ▶ NPO 法人あかり ☎ 0569-35-4189

“相互扶助の理念”に基づき、家事や簡単な介護をお手伝いします。

※事前に問い合わせ、申し込み、予約が必要です。

④ 福祉有償運送(有償)

問合せ先 ▶ 社会福祉協議会 ☎ 0569-43-0660

利用対象者の条件に該当し、1人で公共交通機関(タクシーを含む)を利用することが困難な方を送迎します。

※事前に問い合わせ、申し込み、予約が必要です。

⑤ シルバー人材センター(有償)

問合せ先 ▶ ☎ 0569-89-7722

庭仕事・ふすまや網戸の張り替えなどの仕事をお手伝いします。

⑥ 日常生活自立支援事業(有償)

問合せ先 ▶ 社会福祉協議会 ☎ 0569-43-0660

自分1人で契約などの判断をすることが不安な方、金銭や書類の管理に不安のある方の支援を行います。

⑦ 成年後見制度(有償)

問合せ先 ▶ 知多地域権利擁護支援センター ☎ 0562-39-2663

認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方の「生活」や「財産」に関する不安や困りごとのほか、成年後見制度の利用等について相談できます。

介護

サービスを受けるためには「要介護認定」を受ける必要があります。詳細は高齢者相談支援センター・市役所高齢介護課へお問い合わせください。

① 通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事・入浴などの基本的サービスや、生活機能向上のための支援を日帰りで行います。

※認知症に特化した通所介護施設もあります。

② 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

③ 小規模多機能型居宅介護

デイサービスを中心に、利用者の希望に応じて訪問や宿泊のサービスを行います。

④ 訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、調理・掃除・洗濯などの生活援助や、入浴・排せつ・食事などの身体介護を行います。

⑤ 訪問看護

看護師が医師の指示に基づいて、疾患を抱えている人の自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

⑦ 訪問入浴

介護職員と看護職員が自宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴助を行います。

⑨ ショートステイ

福祉施設などに短期入所し、食事・入浴などの日常生活や生活機能向上のための支援を行います。

⑥ 訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、自宅を訪問して機能訓練を行います。

⑧ 福祉用具

日常生活に必要な福祉用具の貸与や販売を、専門知識を持った事業者が行います。

住まい

問合せ先▶市役所高齢介護課 ☎ 0569-47-6133

① サービス付高齢者住宅

高齢者（単身・夫婦）が安心して居住できる賃貸などの住まいです。ケアの専門家による安否確認・生活相談などを受けることができます。

③ 養護老人ホーム

身体・精神または環境上の理由や経済的な理由などにより、自宅での生活が困難な高齢者の住まいです。所得に応じた利用料がかかります。※入所するには条件があります。

⑤ 介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるように、リハビリテーションや介護を受けることができます。

⑦ 特別養護老人ホーム

常時介護が必要で、在宅での生活が困難な人が、日常生活上の支援や介護を受けられます。原則として要介護3～5までの方が対象です。

② 有料老人ホーム

食事・洗濯・身体介護・健康管理など日常生活に必要なサービスが受けられる住まいです。「介護付き」「住宅型」「健康型」などがあります。

④ ケアハウス

家庭環境・住宅事情・身体機能の低下などの理由により、自宅で独立して生活すること不安のある高齢者のための住まいです。所得に応じた利用料がかかります。

⑥ グループホーム

認知症の人が共同生活をする住宅で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などが受けられます。原則として、住民票のある市町村の方の入居となります。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設

入所定員29名以下の小規模な特別養護老人ホームです。原則として、住民票のある市町村の方の入居となります。

家族支援

問合せ先▶市役所高齢介護課 ☎ 0569-47-6133

① 高齢者相談支援センター

高齢者の総合相談窓口です。詳細はP6をご覧ください。※お住まいの地域で担当がわかります。

② 認知症カフェ

認知症地域支援推進員等の専門職が認知症に関する悩みの相談を受けます。認知症の方を介護しているご家族のお話もお聞かせします。

③ チームオレンジとことこ

ご家族の悩みや相談を聞き、必要時は関係機関につなぎます。

④ 認知症介護家族交流会

認知症の方を介護されているご家族が集い、悩みを相談したり情報交換する場です。

⑤ 在宅介護応援券

在宅で介護用品を使用している方に対して購入時の補助が出ます。※利用するには条件があります。詳細はお問い合わせください。

見守り支援

問合せ先▶市役所高齢介護課 ☎ 0569-47-6133

① 緊急通報サービス（有償）※利用条件有

利用者宅に緊急通報装置を接続し、24時間見守り及び緊急通報への対応をします。緊急ボタンを押すと警備会社に通報が入り、警備員が利用者の安否確認に駆けつけます。

② 地域見守りネットワーク

認知症高齢者が外へ出かけて帰れなくなったとき（行方不明になったとき）、捜索協力をお願いする取り組みです。行方不明者になった方について事前に地域サポーターへ登録して頂いた方へメール・LINE・FAXなどで情報が届きます。



③ ひとり歩き高齢者家族支援サービス※利用条件有

専用端末機の貸出（無償）

認知症高齢者が行方不明となった際、専用端末機を身に付けた高齢者の位置情報をスマートフォンなどの端末で確認することができます。

④ 高齢者みまもりステッカー※利用条件有

認知症高齢者等の衣服や持ち物に、「みまもりステッカー」を貼り付けて、行方不明になった場合に、発見者が「みまもりステッカー」に記載のフリーダイヤルに電話をすることで、個人情報を知られることなく、家族などと直接連絡がとれます。

また、家族などは「みまもりあいアプリ」（利用料無料）をダウンロードしている協力者へ、高齢者の情報を発信し、捜索を依頼できます。



みまもりステッカー